

第四章

第4期北九州市障害福祉計画

1. 成果目標

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

【国の基本指針】

- I 平成25年度末時点の施設入所者数の12パーセント以上が地域生活へ移行することとするとともに、これに合わせて平成29年度末の施設入所者数を平成25年度末時点の施設入所者数から4パーセント以上削減することを基本とする。
- II 平成26年度末において、障害福祉計画で定めた平成26年度までの数値目標が達成されないと見込まれる場合は、未達成割合を平成29年度末における地域生活に移行する者及び施設入所者の削減割合の目標値に加えた割合以上を目標値とする。

【成果目標】

平成25年度末時点の施設入所者数 A	1,441人	
I 平成29年度末までに地域生活に移行する人数	160人以上	平成25年度末時点の施設入所者数 Aの11.1%以上
II 平成29年度末までの施設入所者の減員数 B	58人以上	平成25年度末時点の施設入所者数 Aの4%以上
平成29年度末時点の施設入所者数 A-B	1,383人以下	

※国の指針で施設入所者数の「削減」と示されている箇所について、本市の計画では、「減員」と表示しています。

■目標値の推計

- ・国の指針を参考に、本市の実情等を考慮し、数値目標を設定しました。
 - ①地域生活へ移行する人数については、本市における過去の実績で算出した数値に、前計画で平成26年度末までに達成されないと見込まれる数値を加えて設定しました。
 - ②施設入所者の減員数については、本市における過去の実績を踏まえて設定しました。

■目標達成のための方策

- ・地域生活へ円滑に移行するためには、障害者の地域における受け皿づくりが必要です。
- ・そこで、地域で共同生活を行うグループホームや入所施設で短い期間介護等を行う短期入所の設置促進および支援の充実等に取り組みます。
- ・また、居宅介護など訪問系サービスや就労支援など日中活動系サービスの充実に努めます。
- ・安心して地域生活を送ることができるように、相談支援体制の充実に努めるとともに、サービス提供事業者における人材の確保・養成を進めサービスの質の向上、社会資源の効果的な活用など、地域におけるサービス提供体制の整備を進めます。
- ・さらには、市独自予算で実施しているグループホームを開設する際の備品購入費等の助成事業を継続して実施し、施設入所者の減員・地域生活への移行を促進します。

(2) 入院中の精神障害者の地域生活への移行

【国の基本指針】

- I 入院後3ヶ月時点の退院率64%以上とすることを基本とする。
- II 入院後1年時点の退院率を91%以上とすることを基本とする。
- III 1年以上の在院者数を平成24年6月末時点から18%以上減少することを基本とする。

【成果目標】

I 入院後3ヶ月時点の退院率	58%以上	
II 入院後1年時点の退院率	88%以上	
III 1年以上の在院者数	13%以上	平成24年6月末時点からの減少率

■目標値の推計

- ・国の指針を参考に、本市の実情等を考慮し、数値目標を設定しました。
 - ①入院後3ヶ月時点及び入院後1年時点の退院率については、「6月30日調査」のデータを基に、本市における過去の実績で算出した数値に、国が同じく算出したデータを基に増加させた割合を乗じて設定しました。
 - ②1年以上の在院者数の減少率については、「6月30日調査」のデータを基に、国が過去の実績で算出した数値と同じく、本市のデータから算出した数値を設定しました。

■目標達成のための方策

- ・精神障害者が、精神科病院から地域生活へ円滑に移行するためには、障害者の地域における受け皿づくりが必要です。
- ・そこで、地域生活を支えるための多職種のチームが連携する支援や地域で共同生活を行うグループホームなどの設置促進および支援の充実等に取り組みます。
- ・また、退院後生活環境相談員や地域援助事業者等への研修等を開催し、退院支援のための取組に必要な支援者としての資質の向上、関係機関同士の連携を強化します。
- ・各区役所の精神保健福祉相談員による相談体制の充実や、夜間・休日精神医療相談の充実を図るなど、患者本人だけでなく家族の支援に努め不安の解消を図ります。
- ・さらには、精神障害者地域移行支援事業において、ピアサポーターの養成や資質の向上、活動の充実を図り、精神科入院患者の退院意欲の向上や市民に対する地域移行の啓発を行います。

(3) 地域生活支援拠点等の整備

【国の基本指針】

障害者の地域生活を支援する機能の集約を行う拠点等を、各市町村又は各圏域に少なくとも1つを整備することを基本とする。

地域生活支援拠点とは、障害者等の地域での暮らしの安心感を担保し、自立支援等を進めるため、地域生活に向けた相談や体験の機会・場の提供、ショートステイ等の緊急時の受入れ、人材の確保・養成・連携等による専門性の確保等の地域生活支援機能を集約し、グループホーム又は障害者支援施設の居住支援機能に付加した拠点のことです。

なお、地域生活支援拠点の整備としてではなく、地域における複数の機関が分担して機能を担う体制（面的な体制）も考えられます。

【成果目標】

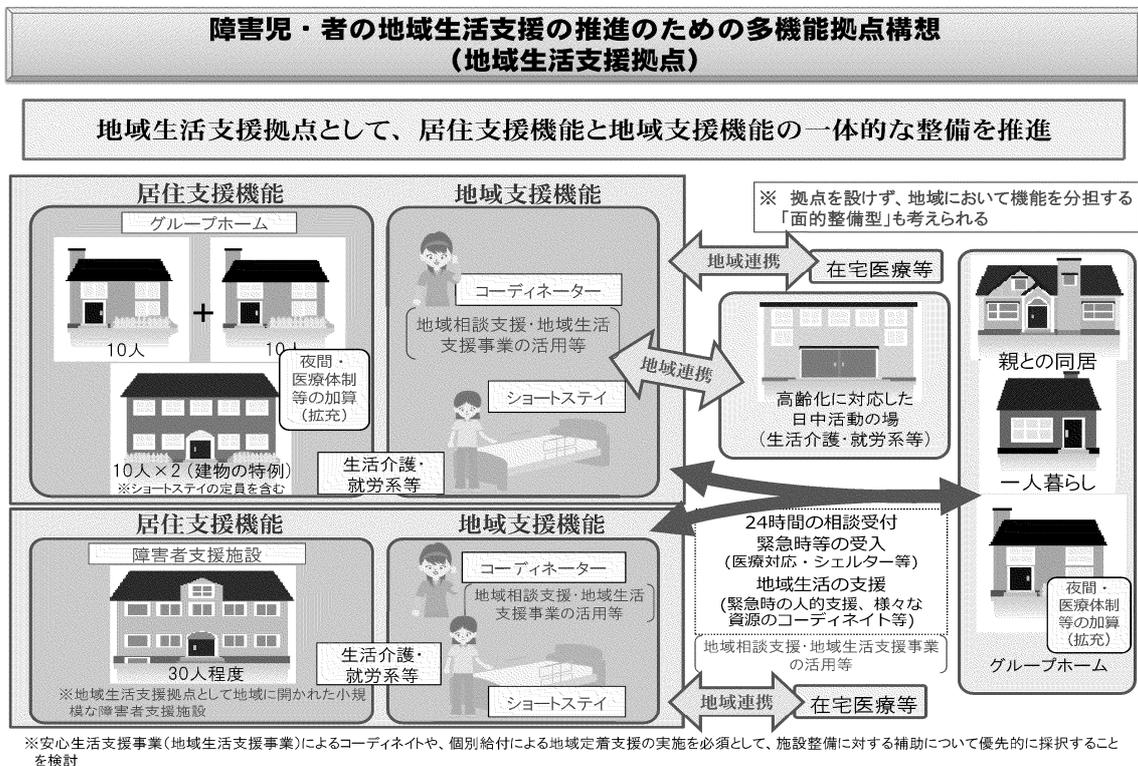
地域生活支援拠点等の整備	1箇所	地域生活支援拠点又は面的な体制
--------------	-----	-----------------

■目標値の推計

- ・地域生活支援拠点等（地域生活支援拠点又は地域における複数の機関が分担して機能を担う体制（面的な体制））について、平成29年度末までに少なくとも1箇所を整備するという国の指針に基づき、設定しました。

■目標達成のための方策

- ・今後、国において、市町村等を対象としたモデル事業を実施し、その効果検証やノウハウを報告書としてまとめ、全国に対してフィードバックすることを計画しています。
- ・本市においては、国のモデル事業の報告書、他市町村の状況等を見ながら、障害者基幹相談支援センターや相談支援事業所、障害者地域活動センターなどの社会資源を活用した面的な体制を含む本市の実情に応じた検討を行います。



【出典】厚生労働省作成資料より

(4) 福祉施設から一般就労への移行促進

【国の基本指針】

- I 福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、平成29年度中に一般就労に移行する者を平成24年度の一般就労への移行実績の2倍以上とすることを基本とする。
- II 就労移行支援事業の利用者については、平成29年度末における利用者数が、平成25年度末における利用者数の6割以上増加することを目指す。
- III 事業所ごとの就労移行率については、就労移行支援事業所のうち、就労移行率が3割以上の事業所を全体の5割以上とすることを目指す。

【成果目標】

I 目標値（一般就労移行者数）

一般就労移行者数	2倍以上	H24年度：76人 →H29年度：152人以上
----------	------	----------------------------

■目標値の推計

- ・国の指針を参考に、就労移行支援事業所数や利用者数の増加、北九州障害者しごとサポートセンターが実施する「障害者就労プロモーター事業」の定着により、一般就労移行者数が着実に拡大している本市の実情等を考慮し、数値目標を設定しました。

II 目標値（就労移行支援事業の利用者数）

就労移行支援事業の利用者数	6割以上増加	H25年度末：364人 →H29年度末：583人以上
---------------	--------	-------------------------------

■目標値の推計

- ・国の指針を参考に、就労移行支援事業所数や利用者数の増加などの本市の実情等を考慮し、数値目標を設定しました。

Ⅲ 目標値（就労移行支援事業所の就労移行率）

就労移行支援事業所の 就労移行率が3割以上の 事業所	全体の5割以上	
----------------------------------	---------	--

■目標値の推計

- ・国の方針を参考に、本市の就労移行率の実績（平成25年度：約47%）などの本市の実情等を考慮し、数値目標を設定しました。

■目標達成のための方策（Ⅰ～Ⅲ）

- ・障害者雇用については、国による障害者雇用率の見直し（平成25年4月）や、障害者雇用納付金対象事業主の範囲の拡大（平成27年4月）、精神障害者の雇用の義務化と障害者雇用率の見直し（平成30年度）等の制度面の見直しにより、今後も増加が見込まれます。
- ・国においては、ハローワークを拠点とした、就労支援のための様々な施策の充実が検討されています。
- ・本市においても、一般就労に向けた訓練等を目的とする就労移行支援事業の事業所や利用者数の更なる増加に向けて、法人等に新たな事業所の設置や定員の拡大、必要なサービス提供体制の確保に向けての働きかけや助言等を行うとともに、離職者や特別支援学校卒業生等に、就労移行支援事業の利用を働きかけていきます。
- ・また、国・県・市が共同で設置・運営する「北九州障害者しごとサポートセンター」を拠点に、ハローワークや就労移行支援事業所等の就労支援に関する各機関と密接に連携を図りながら、各事業所利用者の就労に至るまでの各段階を適切に支援するとともに、企業に対し、雇用助成金等の国の支援メニューの活用を提案しながら、数値目標の達成を図ります。